# 仕　様　書

| 標　題 | 地域安全対策啓発用配布物品(ティッシュ)買入 |
|---|---|

記

| 物品名称・事業名称 | | 形状・寸法・規格等 | 数量 |
|---|---|---|---|
| 1 | ポケットティッシュ | サイズ：レギュラー８W<br>ラベル印刷あり<br>デザイン原稿:デザインデータ(PDF)は当区より提供する。(別紙のとおり)<br>フルカラー(印刷方法は問わない) | １５，０００個 |

| | |
|---|---|
| 納入期限 | 令和８年１２月２５日(金) |
| 納入場所 | 大阪市淀川区十三東２－３－３<br>大阪市淀川区役所(４階市民協働課　防犯担当) |
| 特記事項 | ・応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。<br>・印刷物は、契約締結後速やかに使用する予定の資材について、別紙(資材確認票)を事業担当へ提出し、承認を受けること。また、納品の際には、実際に使用した資材について、別紙(環境配慮チェックリスト)を提供すること。<br>・大阪市グリーン調達方針（グリーン購入法）に適合すること。<br>URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html<br>別表の(1)紙類及び(22)役務(22)-2 印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、(22)-2 印刷の判断の基準〈共通事項〉(1)については適用しないものとする。<br>・別紙「暴力団等の排除に関する特記仕様書」「グリーン配送に係る特記仕様書」「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」「生成 AI 利用に関する特記仕様書」の規定を遵守すること。<br>・発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課(連絡先：06-6308-9625)に報告しなければならない。 |
| 担　当 | 大阪市淀川区十三東２－３－３<br>大阪市淀川区役所市民協働課防犯担当　　担当者：表西・松本 |

別紙

C

しっかりとルール

守って事故防止



淀川区
マスコットキャラクター
夢ちゃん

「交通事故をなくす運動」淀川区推進本部

## 暴力団等の排除に関する特記事項

１暴力団等の排除について

(1)　発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(2)　発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

(3)　受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4)　受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5)　第１号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(6)　受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(8)　受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

# グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

# 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

## 生成 AI の利用規定

・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
・画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
・生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
・生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

# 不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

（報告先[コンプライアンス担当]：淀川区役所総務課　電話 06-6308-9625）

作成年月日：　　年　　月　　日

淀川区役所市民協働課防犯担当　　御中

件名：地域安全対策啓発用配付物品（ティッシュ）買入

# 資　材　確　認　票

（会社名）

（　　）本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）

（　　）下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

| 印刷資材 | | 使用有無 | リサイクル適性ランク | 資材の種類 | 製造元・銘柄名 | 大阪市グリーン調達方針適合有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 用紙 | 本文 | | | | | | |
| | 表紙 | | | | | | |
| | 見返し | | | | | | |
| | カバー | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| インキ類 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 加工 | 製本加工 | | | | | | |
| | 表面加工 | | | | | | |
| | その他加工 | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

↓

| 使用資材 | リサイクル適性 | 判別 |
|---|---|---|
| Ａランクの資材のみ使用 | 印刷用の紙にリサイクルできます | |
| ＡまたはＢランクの資材のみを使用 | 板紙にリサイクルできます | |
| ＣまたはＤランクの資材を使用 | リサイクルに適さない資材を使用しています | |

注１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注２　印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注３　印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

## 資材確認票の様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

件名：

資　材　確　認　票

〇〇印刷株式会社

（ 〇 ）本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
（　　）下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

| 印刷資材 | | 使用有無 | リサイクル適性ランク | 資材の種類 | 製造元・銘柄名 | 大阪市グリーン調達方針適合有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 用紙 | 本文 | 〇 | A | 上質紙 | ●●製紙／●● | 〇 | 総合評価値90 |
| | 表紙 | 〇 | A | コート紙 | ●●製紙／●● | 〇 | |
| | 見返し | 〇 | A | 上質紙 | ●●製紙／●● | 〇 | 総合評価値85 |
| | カバー | ー | ー | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| インキ類 | | 〇 | A | 平版インキ | ●●インキ／●● | 〇 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 加工 | 製本加工 | 〇 | A | PUR 系ホットメルト | ●●化学／●● | 〇 | |
| | 表面加工 | 〇 | A | OP ニス | ●●化学／●● | 〇 | |
| | その他加工 | ー | ー | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

↓

| 使用資材 | リサイクル適性 | 判別 |
|---|---|---|
| A ランクの資材のみ使用 | 印刷用の紙にリサイクルできます | 〇 |
| A または B ランクの資材のみを使用 | 板紙にリサイクルできます | |
| C または D ランクの資材を使用 | リサイクルに適さない資材を使用しています | |

注１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注２　印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注３　印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

**オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト**

作成年月日：　　年　　月　　日

淀川区役所市民協働課防犯担当　　御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

| 工程 | | 実　現 | 基　準（要求内容） |
|---|---|---|---|
| 製版 | | はい／いいえ | ①次の A 又は B のいずれかを満たしている。<br>A　工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。<br>B　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。 |
| 刷版 | | はい／いいえ | ②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。 |
| 印刷 | オフセット | はい／いいえ | ③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ／該当なし | ④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。 |
| | | はい／いいえ | ⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| | デジタル | はい／いいえ | ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。 |
| | | はい／いいえ | ⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| 表面加工<br>該当：<br>あり／なし | | はい／いいえ | ⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。 |
| | | はい／いいえ | ⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| 製本加工<br>該当：<br>あり／なし | | はい／いいえ | ⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ | ⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。 |

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

**オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）**

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

| 工程 | | 実　現 | 基　準（要求内容） |
|---|---|---|---|
| 製版 | | はい／いいえ | ①次の A 又は B のいずれかを満たしている。<br>A　工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。<br>B　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。 |
| 刷版 | | はい／いいえ | ②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。 |
| 印刷 | オフセット | はい／いいえ | ③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ／該当なし | ④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。 |
| | | はい／いいえ | ⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| | デジタル | はい／いいえ | ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。 |
| | | はい／いいえ | ⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| 表面加工<br>該当：あり／なし | | はい／いいえ | ⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。 |
| | | はい／いいえ | ⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| 製本加工<br>該当：あり／なし | | はい／いいえ | ⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ | ⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。 |

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。